

JA 山口厚生連 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

【主に育児をしている労働者を対象とする取組】

目標1	計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。 男性従業員：計画期間内に1人以上取得すること。 女性従業員：取得率100%を維持すること。
-----	---

<対策>

- ① 令和2年7月 パパママプラス制度について会内報を通じて周知を図る。
- ② 令和2年4月～ 子供が生まれる際の父親の休暇の積極的促進について、諸会議を通じて周知を図る。又、総務課において個別相談体制を整える。

【育児をしていない労働者も含めて対象とする取組】

目標1	全事業所において月1回以上のノー残業デーを導入する。
目標2	仕事と家庭の両立支援への積極的な取組の考え方を、経営や人事の方針として明文化する。
目標3	育児・介護休業制度の利用事例を広報誌で取り上げることで、制度の利用促進のための情報提供を年に2回以上行う。

<対策>

令和2年4月～ 諸会議を通じて周知を図るとともに、定期的な実施確認を行う。